

議案第 53 号

小金井市民設民営学童保育所におけるプール事故検証委員会設置条例

小金井市民設民営学童保育所におけるプール事故検証委員会設置条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

令和 7 年 7 月 28 日に民設民営学童保育所の活動中に発生したプール事故の検証及び再発防止を図るため、小金井市民設民営学童保育所におけるプール事故検証委員会を設置する必要があることから、本案を提出するものであります。

小金井市民設民営学童保育所におけるプール事故検証委員会設置条例

(設置)

第1条 令和7年7月28日に民設民営学童保育所の活動中に発生したプール事故（以下「事故」という。）の検証及び再発防止を図るため、小金井市民設民営学童保育所におけるプール事故検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査、検証、審議等を行うものとする。

- (1) 事故の事実関係の把握
- (2) 事故の発生原因の分析
- (3) 事故の再発防止のために必要な改善策の検討
- (4) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 医師 1人以内
- (3) 弁護士 1人以内
- (4) 学童保育事業関係者 1人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から第7条に規定する報告書を提出した日の翌日までとする。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意があるときは、公開とすることができる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会は、事故の調査、検証等及び再発防止策の検討を終えたときは、報告書を作成し、市長に提出するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 第6条第5項の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第7条に規定する報告書を市長に提出した日の翌日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

市立保育園の在り方検討委員会	委員長	日額	11,000円
----------------	-----	----	---------

	委員	日額	10,000円
--	----	----	---------

」

を

「

小金井市民設民営学童保育所におけるプール事故検証委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

に改める。

議案第 5 4 号

賃料増額請求調停事件に係る調停案の受諾について

調停委員会から賃料増額請求調停事件に係る調停案の提示があったので、別紙のとおりこれを受諾する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

賃料増額請求調停事件に係る調停案を受諾するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、本案を提出するものであります。

賃料増額請求調停事件に係る調停案の受諾について

1 事件名

東京地方裁判所令和6年(ユ)第51号 賃料増額請求調停事件

2 当事者

(1) 申立人

東京都新宿区舟町4番地4

株式会社日本ブレーンセンター（代表者 代表取締役 越智 広子）

(2) 相手方

東京都小金井市本町六丁目6番3号

小金井市（代表者 小金井市長 白井 亨）

3 調停案の内容

- (1) 申立人と相手方は、相手方が賃借している別紙1物件目録1記載の物件（以下「本件物件1」という。）についての賃料が令和6年3月1日以降月額17,336,463円（消費税及び地方消費税（以下合わせて単に「消費税」という。）別途）に、別紙1物件目録2記載の物件（以下「本件物件2」という。）についての賃料が令和6年3月1日以降月額1,157,866円（消費税別途）に、それぞれ増額されたことを確認する。

- (2) 相手方は、申立人に対し、以下の金員を、令和7年9月末日限り、ア記載の期間の賃料として支払った金員の振込先口座と同一の口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は相手方の負担とする。

ア 令和6年3月1日から令和7年9月末日までの間の本件物件1の賃料として支払った金員（月額16,702,125円）及び本件物件2の賃料として支払った金員（月額1,115,500円）と前号の増額後の各賃料との差額（月額676,704円。以下「賃料差額」という。）及びこれに対する別紙2賃料支払期日一覧記載の各賃料支払期日から支払済みに至るまで年10%の割合による金員

イ 賃料差額に対応する各消費税相当額の合計1,285,730円

- (3) 調停費用は、各自の負担とする。

別紙 1

物件目録

- | | | |
|---|------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 小金井市前原町三丁目 1 5 5 8 番地 4 |
| | 家屋番号 | 1 5 5 8 番 4 |
| | 種 類 | 市庁舎 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 8 階建て |
| | 延床面積 | 6, 0 1 9. 8 3 m ² |
| 2 | 所 在 | 小金井市前原町三丁目 1 5 5 6 番 4 |
| | | 小金井市前原町三丁目 1 5 5 8 番 6 |
| | 構 造 | 鉄骨造・自走式 2 層駐車場 |
| | 規 模 | 6 6 台・7 8 6. 8 7 m ² |

賃料支払期日一覧

区分	賃料支払期日
令和6年3月分賃料	令和6年2月29日
令和6年4月分賃料	令和6年4月15日
令和6年5月分賃料	令和6年4月30日
令和6年6月分賃料	令和6年5月31日
令和6年7月分賃料	令和6年6月30日
令和6年8月分賃料	令和6年7月31日
令和6年9月分賃料	令和6年8月31日
令和6年10月分賃料	令和6年9月30日
令和6年11月分賃料	令和6年10月31日
令和6年12月分賃料	令和6年11月30日
令和7年1月分賃料	令和6年12月31日
令和7年2月分賃料	令和7年1月31日
令和7年3月分賃料	令和7年2月28日
令和7年4月分賃料	令和7年4月15日
令和7年5月分賃料	令和7年4月30日
令和7年6月分賃料	令和7年5月31日
令和7年7月分賃料	令和7年6月30日
令和7年8月分賃料	令和7年7月31日
令和7年9月分賃料	令和7年8月31日

議案第 5 4 号資料

1 事件経過

- (1) 令和 6 年 8 月 2 7 日、東京地方裁判所から民事調停の申立書及び調停期日呼出状が送達された。
- (2) 令和 6 年 1 0 月 3 日、第 1 回期日が行われた。
- (3) 令和 6 年 1 2 月 2 3 日、第 2 回期日が行われた。
- (4) 令和 7 年 3 月 3 日、第 3 回期日が行われた。
- (5) 令和 7 年 5 月 1 2 日、第 4 回期日が行われた。
- (6) 令和 7 年 6 月 1 6 日、第 5 回期日が行われた。
- (7) 令和 7 年 7 月 1 5 日、第 6 回期日が行われた。
- (8) 令和 7 年 7 月 3 1 日、第 7 回期日が行われた。
- (9) 令和 7 年 8 月 2 2 日、第 8 回期日が行われ、調停委員会から調停案が提示された。
- (10) 令和 7 年 9 月 8 日、第 9 回期日が行われる予定

2 賃料等の比較

(円・税抜き)

	第二庁舎	第二庁舎 駐車場	賃料合計	現行賃料 との差額	増額請求時点
申立人主張	18,572,000	1,279,000	19,851,000	2,033,375	令和 4 年 1 0 月
相手方主張	17,395,550	1,166,450	18,562,000	744,375	令和 6 年 9 月
調停案	17,336,463	1,157,866	18,494,329	676,704	令和 6 年 3 月
現行	16,702,125	1,115,500	17,817,625	—	—

3 支払額

(円)

賃料差額	利息金	消費税相当額	計
12,857,376	1,066,576	1,285,730	15,209,682

※令和 7 年 9 月 3 0 日に支払うものとして算定した。